



長野労働局発表（28-10）
平成28年5月27日

担当 長野労働局労働基準部
健康安全課長 青木 重和
産業安全専門官 坂野 弘治
TEL 026-223-0554
FAX 026-223-0591

STOP！はまれ・巻き込まれ災害 ～『はまれ・巻き込まれ災害撲滅キャンペーン』を展開します～

長野労働局長（局長 岡崎直人）は、近年、労働災害の中でもとりわけ「はまれ・巻き込まれ」災害が増加傾向にあり、さらに今年に入ってからも死亡災害をはじめ休業4日以上の重篤な労働災害が多発していることから、全国安全週間の準備期間（6月）及び本週間（7月1～7日）に、労働災害防止団体等関係団体と連携・協働の下、はまれ・巻き込まれ災害撲滅キャンペーンを展開します。

1 『はまれ・巻き込まれ災害撲滅キャンペーン』の趣旨、目的等

「はまれ・巻き込まれ」災害は、平成27年が前年比で微減（14人減）したもの、平成22年以降は増加傾向にあり、また、全産業にわたって発生しています。

平成27年は、「はまれ・巻き込まれ」災害が284人（うち死亡1人）と、「転倒」災害、「墜落・転落」災害に次いで三番目に多く、この中には死亡災害や身体に重大な障害を残す等の重篤な災害が多数発生しています。さらに本年に入ってからも4月末現在、死亡1人を含む81人が死傷しています。

このような状況から、業種横断的な労働災害防止対策の取組として、全産業に対する周知啓発を目的に『はまれ・巻き込まれ災害撲滅キャンペーン』を実施します。

2 スローガン及びキャンペーン期間

『STOP！はまれ・巻き込まれ災害』をスローガンとして、平成28年6月1日から6月30日までの全国安全週間準備期間及び7月1日から7月7日までの本週間期間中に実施します。

3 実施内容

- ① はまれ・巻き込まれ災害防止に特化した『危険の「見える化」好事例コンテスト』を実施し、局長表彰を行う。
- ② 平成28年7月4日開催（佐久市佐久平交流センター）の長野県産業安全衛生大会（主催：（一社）長野県労働基準協会連合会）において、はまれ・巻き込まれ災害防止に係る特別講演（講師：長岡技術科学大学准教授 芳司俊郎 氏）を行う。
- ③ 労働災害防止関係団体、事業者団体、労働組合等に対して、会員事業場への周知や同災害防止対策の指導助言などの協力要請を行う。
- ④ 同災害防止に係る周知啓発用ポスター及びリーフレットを作成し、関係団体等への配布を行う。（リーフレットは別添を参照下さい。）
- ⑤ 長野労働局及び各労働基準監督署において、キャンペーン期間中、同災害防止の強化期間として重点的に取り組む。

※ポスター・リーフレット（カラー）は長野労働局ホームページに掲載しております。

STOP! はまれ・巻き込まれ災害

長野労働局

『はまれ・巻き込まれ災害撲滅キャンペーン』を下記のとおり実施します。

●スローガン：STOP! はまれ・巻き込まれ災害

●キャンペーン期間：全国安全週間の準備期間中（平成28年6月1日～30日）及び本週間中（7月1日～7日）

長野県における「はまれ・巻き込まれ」災害は、近年、全産業にわたって増加傾向にあり、平成27年は前年比で微減（14人減）したものの284人と、事故の型別では「転倒」災害、「墜落・転落」災害に次いで三番目に多く、この中には死亡災害や身体に重大な障害を残す等の重篤な災害が多数発生しています。さらに本年に入ってからもフライス盤にはまれる死亡災害が発生しました。

このような状況から、業種横断的な労働災害防止対策の取組として、「STOP! はまれ・巻き込まれ災害」をスローガンとして『はまれ・巻き込まれ災害撲滅キャンペーン』を実施します。

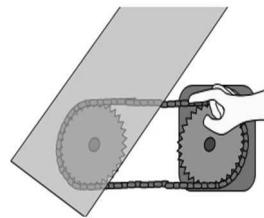


図1 はまれ・巻き込まれ災害の推移

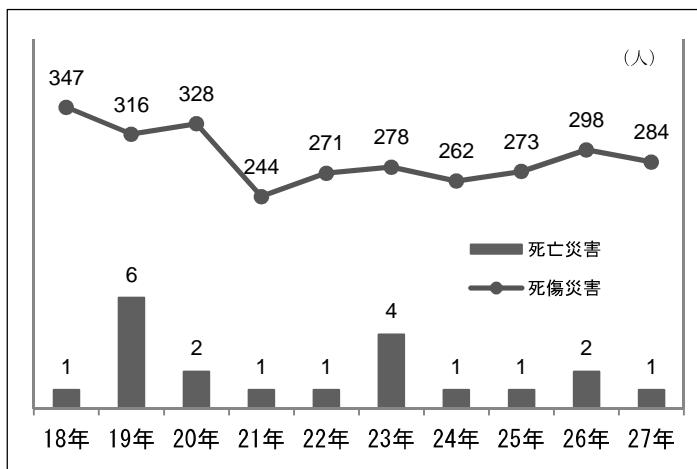


図2 平成27年 全産業における事故の型別災害発生状況

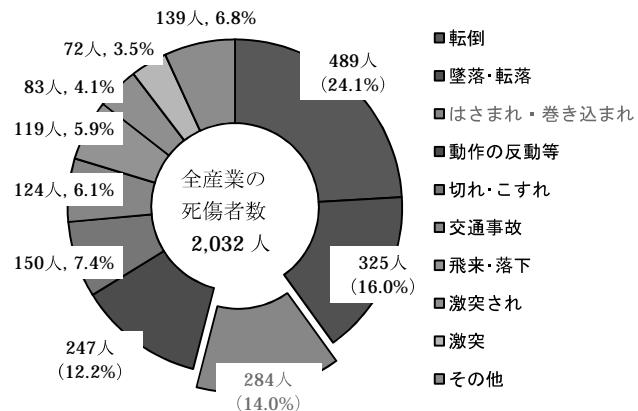
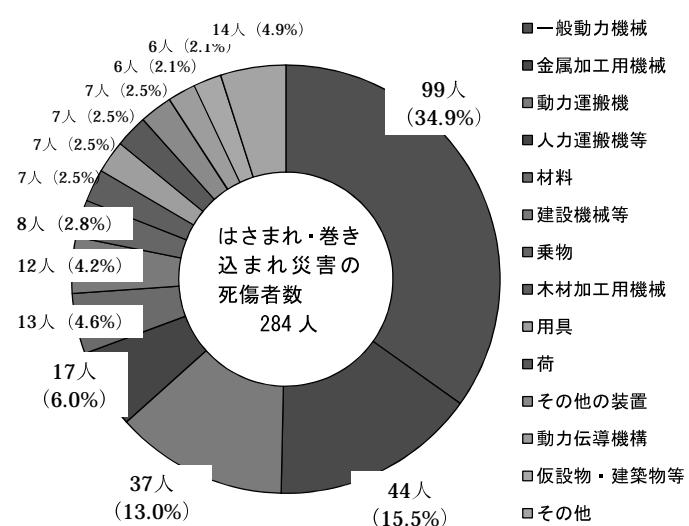


図3 平成27年 起因物別はまれ・巻き込まれ災害発生状況



(主な起因物の内訳)

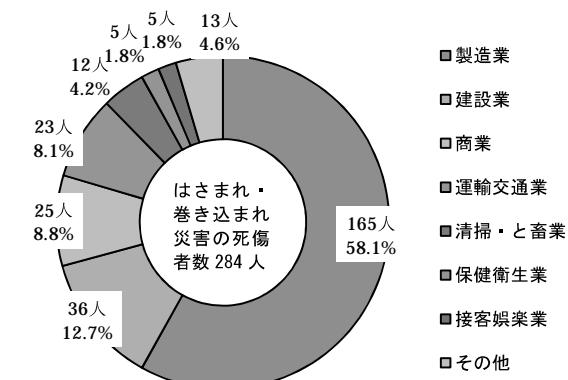
① 一般動力機械 (99人)

その他の一般動力機械（61人）、食品加工用機械（17人）、ロール機（11人）、射出成型機（4人）など。

② 金属加工用機械 (44人)

プレス機（20人）、その他の金属加工用機械（11人）、ボール盤・フライス盤（5人）、旋盤（4人）など。

図4 平成27年 業種別はまれ・巻き込まれ災害発生状況



③動力運搬機 (37人)

コンベア（17人）、フォークリフト（10人）、トラック（9人）など。

④人力運搬機等 (17人)

人力運搬機（13人）など。

⑤材料 (13人)

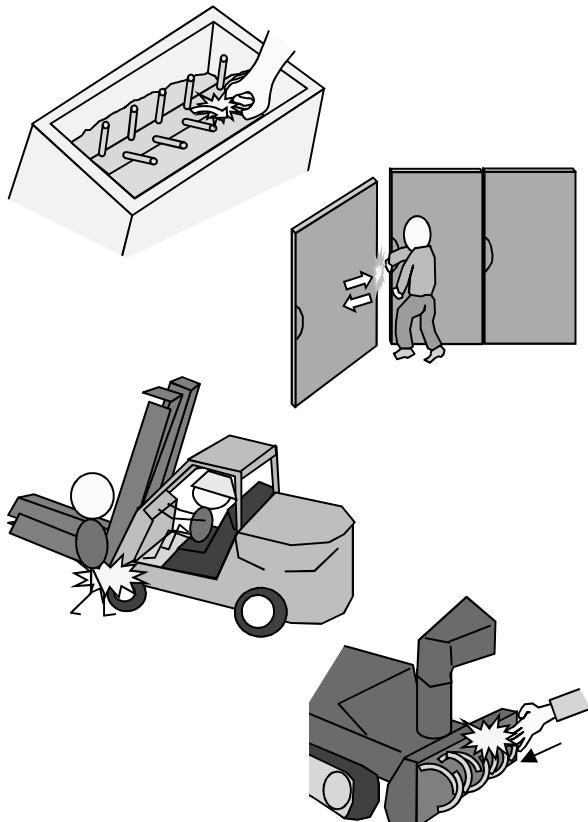
金属材料（8人）、木材・竹材（2人）など。

⑥建設機械等 (12人)

その他の建設機械等（6人）、掘削用機械（3人）、解体用機械（2人）など。

平成 27 年のはざまれ・巻き込まれ災害事例

No.	業種	起因物	休業見込日数	災害の概要
1	食料品製造業	コンベア	2か月	作業終了後、野菜洗浄機の分解清掃中、コンベヤを動かしながらゴミを取り除いていたところ、駆動軸に手袋ごと右手が巻き込まれた。
2	紙加工品製造業	印刷機	2か月	印刷機の安全カバーを開け、アイドリング状態で回転中のロール表面に付着していた水滴をウエスで拭き取ろうとしたところ、左手をロールに巻き込まれた。
3	建設業	解体用機械	3週間	解体用建設機械のアタッチメント（爪）にワイヤーを取り付けようとしたところ、オペレーターが誤って爪を閉じる操作をしてしまったため、腕を爪にはざられた。
4	道路貨物運送業	フォークリフト	1か月	倉庫内で荷物の積込作業中、左前方のカゴ車の陰から出てきたフォークリフトと接触し、右足を轡かれた。
5	道路貨物運送業	人力運搬機	10日	トラックの荷台内部で荷を移動したところ、ハンドリフトのタイヤが左足に乗り上げた。
6	小売業	洗浄機	1か月	総菜作業場で洗浄機の扉を閉めたところ、機械に手を添えていたため扉と機械本体の間に左手がはざられた。
7	小売業	除雪機	1か月	除雪機のシューター部（投雪部）に付着した雪を取り除こうとしたところ、左手が回転部に巻き込まれた。
8	小売業	餅つき機	6週間	餅つき機の電源を切ったが、臼の回転羽根が止まらないうちに餅を取り出そうとしたところ、羽根に左指を巻き込まれた。
9	医療保健業	人力運搬機	2か月	配膳車をしまう際に、近くを通った職員とぶつかりそうになったため避けたところ、配膳車の下に左足がはざられた。
10	社会福祉施設	乗物	2週間	訪問入浴サービスのため、利用者宅で入浴車から降りて車のドアを閉めたところ、車本体に手を添えていたため右手をドアにはざられた。
11	飲食店	製麺機	3週間	製麺機で麵を薄くのばす作業中、誤って左手を機械の中に入れ回転部に巻き込まれた。
12	旅館業	そば打ち機	2か月	そば打ち機の側面に付着したそば粉を取ろうとしたところ、右手が回転している練り出し部に巻き込まれた。
13	清掃業	送風機	3週間	床のワックスがけ作業中、送風機のキャスターにストッパーをかけ近くで作業を見守っていたとき、送風機が後方に急に動き出したため慌てて止めようと手を出したところ、送風機のカバーの隙間に左手指をはさんだ。



(最近の死亡災害の概要)

- 平成 27 年
 - ①点検中、ベルトコンベヤのベルトとローラーの間に全身を巻き込まれた。
- 平成 26 年
 - ①トラクターショベルで砂利運搬中、通路にいた被災者が轡かれた。
 - ②高所作業車のドアが電柱に衝突し、衝撃で閉じたドアに身体をはざられた。
- 平成 25 年
 - ①めっきラインで、二つのハンガー（キャリアに吊られたもの）の間に身体をはざれたままキャリアが動いたため頸部が圧迫された。
- 平成 24 年
 - ①林道復旧工事現場において、トラッククレーンが不意に後退し、クレーンと擁壁との間に身体をはざられた。
- 平成 23 年
 - ①印刷機の調整作業中、紙を運搬するバーと排出口の間に頸部をはざられた。
 - ②塗装前処理の洗浄槽の点検のため、内部に入り作業後に洗浄槽から出る際にリフトとカウンターウェイトの間に胸部をはざられた。
 - ③民家解体工事現場において、被災者の後方から後退してきた建設用機械に轡かれた。
 - ④水道管のねじ切り作業中、回転部に着衣を巻き込まれ、胸部が圧迫された。

はまれ・巻き込まれ災害防止のポイント

機械設備を原因として発生している多くのはまれ・巻き込まれ災害を防止するには、①本質安全の原則（機械の機能に不必要的危険箇所をなくす。（例えば、必要以上に尖った機械の角部を丸くするなど。））②隔離の原則（人と機械が接触しないようにする。）、③停止の原則（機械が止まっていれば危険でなくなる。）の3原則の面から対策を講じる必要があります。

また、安全衛生活動の基本である4S（整理・整頓・清潔・清掃）活動を励行し、ヒヤリ・ハット事例の吸い上げを行い、関係者全員が共有しましょう。

1 一般動力機械・金属加工用機械による災害防止対策

- ① 稼働している機械に身体の一部がはまれたり、巻き込まれないよう、囲い・覆い等を設けましょう。
- ② 機械の掃除・修理等を行う場合には、必ず機械を停止しましょう。また、起動スイッチには、他の作業者が間違って起動させないよう表示板等を設置しましょう。
- ③ 不具合が生じた時には、機械を停止してから処理を行いましょう。そのため、非常停止装置は、手の届く作業場所付近に設置しましょう。また、再起動時の合図を徹底しましょう。

2 動力運搬機（フォークリフト、コンベヤ等）による災害防止対策

- (1) フォークリフト
 - ① フォークリフトの運行範囲と作業者の作業・歩行範囲が重ならないようにしましょう。
 - ア フォークリフトと作業者を安全柵等により物理的に分離しましょう。
 - イ フォークリフトによる作業時間と作業者の作業時間が重ならないよう作業計画を定め、関係者に周知しましょう。
 - ② 作業者がフォークリフトとともに作業せざるを得ないときは、作業の範囲や方法等についてあらかじめ作業計画を定め、関係者に周知しましょう。さらに、誘導員を配置し運転者に合図・誘導を行わせましょう。
 - ③ フォークリフト等の走行中は、警報音等により作業者に注意を促しましょう。
- (2) コンベヤ
 - ① 原動機、回転軸、プーリー、ベルト等に囲い・覆い等を設置しましょう。また、囲い等を開けた時は、コンベヤが停止するインターロック機構にするなど本質安全化を図りましょう。
 - ② コンベヤの清掃、点検等を行う際は、必ず機械を停止し、キーをかけ、他の作業者が間違って起動させないよう起動スイッチに表示板を取り付けましょう。
 - ③ 非常に直ちに運転が停止するロープ式、ボタン式非常停止装置を設置しましょう。

3 建設機械等による災害防止対策

- ① 建設機械等の可動範囲内には作業者の立入を禁止するとともに、建設機械等の運行・作業範囲と作業者の作業範囲とを一定以上の間隔のある二重の安全柵等により物理的に分離しましょう。なお、この措置が困難な場合は、建設機械等の作業時間と作業者の作業時間が重ならないよう作業計画を定め、関係者へ周知しましょう。
- ② 作業者が建設機械等とともに作業せざるを得ないときは、作業の範囲や方法などについてあらかじめ作業計画を定め、関係者に周知するとともに、誘導員を配置し運転者と作業者の双方に対して合図・誘導を行わせましょう。
- ③ 建設機械等や外部のダンプトラック等の運転者が地上に降りて臨時の作業を行うことは禁止しましょう。
- ④ 建設機械等のバケット等のアタッチメントの交換作業等において、運転者が誤ってアームシリンダーの操作を行わないよう作業者と運転者の合図を徹底しましょう

4 人力運搬機等による災害防止対策

- ① 段差、傾斜のある場所での人力運搬機等を使用した作業は、特に慎重に行いましょう。
- ② 安全作業のため、作業に適した作業服、作業靴（つま先を保護する安全靴やプロテクティブスニーカーなど）、保護具（手のひら側に滑り止め加工した手袋など）を着用しましょう。
- ③ 見通しの悪い場所では一時停止して周辺を確認しましょう。
- ④ 前方の見通し確保のため、作業者の目の高さ以上に積載しないようにしましょう。
- ⑤ 走行時以外はキャスター付きストッパーを使用しましょう。
- ⑥ 複数人で作業を行う場合、力の入れ具合がそれぞれの人で異なることを理解し、お互いに声を掛け合って、慎重に作業しましょう。

チェックリスト

No.	項目	確認欄
共通		
1	4S（整理・整頓・清潔・清掃）活動をしていますか。	<input type="checkbox"/>
2	ヒアリ・ハット事例の吸い上げと共有を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
3	危険な作業には、作業手順書を作成し関係者に周知していますか。	<input type="checkbox"/>
一般動力機械・金属加工用機械		
4	はさまれ・巻き込まれのおそれのある箇所には、囲い・覆い等を設けていますか。	<input type="checkbox"/>
5	機械の掃除・修理等を行う場合には、機械を停止していますか。	<input type="checkbox"/>
6	また、起動スイッチには他の者が誤って起動させないよう表示板等を設置していますか。	<input type="checkbox"/>
7	非常停止装置は、作業者の手の届く作業場所付近に設置していますか。	<input type="checkbox"/>
動力運搬機		
(フォークリフト)		
8	フォークリフトの運行範囲と作業者の作業・歩行範囲が重ならないように、安全柵等による物理的な分離や作業時間の調整等を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
9	作業者がフォークリフトとともに作業せざるを得ない場合、作業の範囲や方法等についてあらかじめ作業計画を定め、関係者に周知していますか。	<input type="checkbox"/>
10	フォークリフトの走行を知らせる警報器等が設置されていますか。	<input type="checkbox"/>
(コンベヤ)		
11	原動機、回転軸、プーリー、ベルト等に囲い・覆い等を設置していますか。	<input type="checkbox"/>
12	上記の囲い・覆い等を開けた場合、コンベヤが自動停止するインターロック機構にするなど本質安全化を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
13	コンベヤの清掃、点検等を行う際は、機械を停止し、キーをかけ、他の作業者が誤って起動させないよう起動スイッチに表示板を取り付けていますか。	<input type="checkbox"/>
14	非常時に直ちに運転が停止する非常停止装置を設置していますか。	<input type="checkbox"/>
建設機械等		
15	建設機械等の可動範囲内に作業者の立入を禁止していますか。	<input type="checkbox"/>
16	建設機械等の運行・作業範囲と作業者の作業範囲とを一定以上の間隔を保った二重の安全柵等により分離や作業時間の調整を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
17	作業者が建設機械等とともに作業せざるを得ない場合、作業の範囲や方法等についてあらかじめ作業計画を定め、関係者に周知するとともに、誘導員を配置していますか。	<input type="checkbox"/>
18	建設機械等のアタッチメントの交換作業等において、作業者と運転者の合図を徹底していますか。	<input type="checkbox"/>
人力運搬機等		
19	作業に適した作業服、作業靴（つま先を保護する安全靴やプロテクティブスニーカーなど）、保護具（手のひら側に滑り止め加工した手袋など）を着用していますか。	<input type="checkbox"/>
20	前方の見通し確保のため、作業者の目の高さ以上積載しないようにしていますか。	<input type="checkbox"/>
21	走行時以外はキャスター付きストッパーを使用していますか。	<input type="checkbox"/>
22	複数人で作業を行う場合、お互いに声を掛け合いながら作業をしていますか。	<input type="checkbox"/>